

第七十号議案

江戸川区子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年六月六日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

江戸川区子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

江戸川区子ども医療費助成条例（平成五年十月江戸川区条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「十八歳」を「、十八歳」に改め、同条第三項第三号を次のように改める。

三 その他江戸川区（以下「区」という。）が高校生等本人を申請者とするこ

とが適当と認める場合には、当該高校生等本人

第二条中第四項を削り、第五項を第四項とする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の江戸川区子ども医療費助成条例の規定は、施行日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(説明)

東京都において子ども医療費助成に係る所得制限を撤廃することに伴い、東京都の補助金等の算定のため設けられていた父及び母がともに子どもを養育している場合、所得の多い方を子どもを養育している者とみなす規定を削るほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。